

事業系ごみの減量と 適正処理の手引き

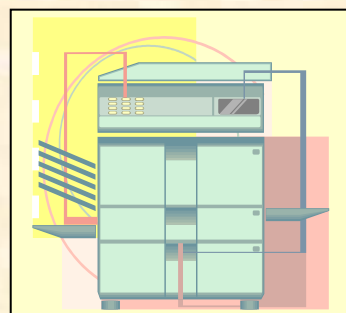
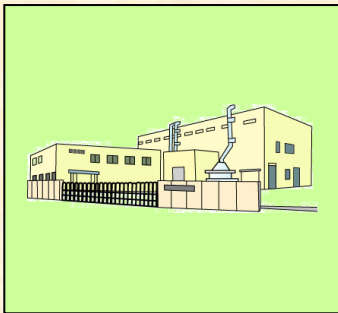
～ 循環型社会形成のため、3Rを推進しましょう ～

まずは、ごみを出さない工夫を（Reduce リデュース）

使えるものは再使用し（Reuse リユース）

出たごみはきちんと分別しリサイクル（Recycle リサイクル）

リサイクルできないごみは適正に処理



事業者の責務

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(以下「廃棄物処理法」といいます。)第3条では、
事業者の責務が次のように定められています。

- ① 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- ② 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物の減量に努め、処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行い、適正な処理方法について情報を提供すること等により、適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。
- ③ 事業者は、廃棄物の減量、適正な処理等に関し、国及び地方公共団体の施策に協力しなければならない。

ごみステーション
には出せません！

佐野市 環境政策課

【問合せ先】みかもクリーンセンター ☎23-8153 葛生清掃センター ☎86-4351

循環型社会へ

ここ数年、廃棄物の発生量は高水準で推移しており、焼却によるダイオキシン類等の発生や埋立場のひっ迫などの深刻な問題を招いています。

これは、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型社会に起因しており、問題解決のため、社会の流れを「循環型社会」に転換していかなければなりません。

循環型社会とは、“資源をできるだけ大切に、そして循環的に使い、廃棄物として捨てるものをできる限り少なくし、環境に負担をかけない社会”をいいます。

循環型社会に転換していくためには事業者のみなさまの協力が必要であり、また、“循環型社会の実現に資する”という理念をもって事業活動を行うことが強く望まれます。

ごみの減量とリサイクルの取組によるメリット

企業イメージの向上につながります

地球規模での環境問題に関心が高まっている中、事業所全体でごみの減量やリサイクルを推進することによって、企業のイメージアップにつながります。

コストの削減が図れます

職場内での体系的なごみの減量は、その処理経費の削減につながります。また、経営の合理化にもつながります。アルミ缶や古紙などは、売却による利益を出すこともできます。

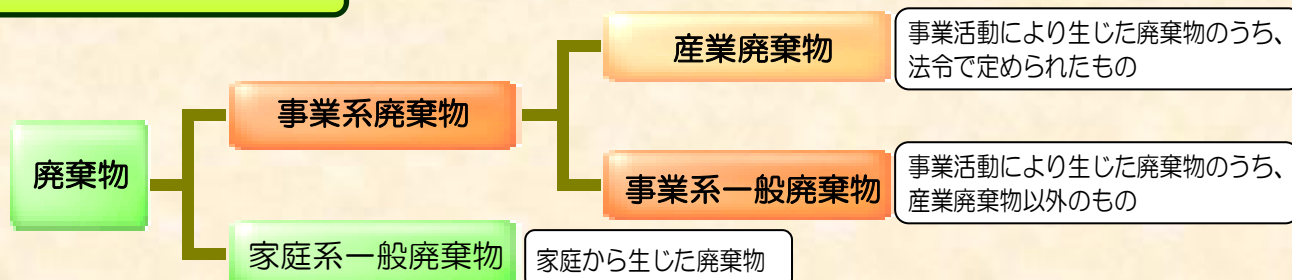
地球環境の保全に寄与します

ごみの減量等の取組を進めることにより、天然資源の保全、省エネルギー化等により、次世代に良い環境を引き継ぐことができます。

社員の意識改革が行えます

ごみを出さないようにすることで無駄のない職場づくりが行われるようになり、作業工程や組織の合理化・効率化、品質管理の向上などにつながります。これらを、職場の一人ひとりが考えることで、社員の意識改革にもなります。

事業系ごみとは



産業廃棄物の例

(廃棄物処理法第 2 条第 4 項、
同法施行令第 2 条)

種 類		対 象 と な る も の
燃え殻		石炭がら、焼却灰、炉清掃煙突のすす等
汚泥		工場廃水等の処理後に残る泥状のもの、下水汚泥、建設廃泥水等
廃油		廃潤滑油、廃洗浄油、灯油、重油、動植物性廃油、廃溶剤類等
廃酸		写真定着廃液、廃硫酸、廃塩酸等すべての酸性廃液
廃アルカリ		写真現像廃液、廃ソーダ液等すべてのアルカリ性廃液
廃プラスチック類		廃ビニール、廃タイヤ、廃ポリウレタン、廃スチロール、廃合成皮革、廃合成建材、廃ポリ容器類、廃農業用フィルム、合成紙くず等
ゴムくず		天然ゴムくず
金属くず		鉄くず、ブリキくず、とたんくず、鉄粉、針金、金属製の机、椅子、ロッカー、脚立、鍋、食器、調理器具類等
ガラスくず、 コンクリートくず、 陶磁器くず		・ガラスくず(板ガラスくず、破損ガラス、カレットくず等) ・コンクリートくず(製品の製造過程等で生ずるコンクリートくず、インターロッキングくず、石膏ボードくず等) ・陶磁器くず(陶器くず、磁器くず、レンガくず、タイルくず等)
鉱さい		スラグ、鋳物廃砂、不良鉱石、不良石炭等
がれき類		工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片、レンガ破片、コンクリートブロック破片等
ばいじん		ばい煙発生施設、焼却施設の集じん施設で集められたもの
業 種 等 限 定	紙くず	・建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ・パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行するものに限る。)に係るもの ・出版業(印刷出版を行うものに限る。)に係るもの ・製本業、印刷物加工業に係るもの ・PCB が塗布され、又は染み込んだもの(すべての事業活動を対象)
	木くず	・建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ・木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。)に係るもの ・パルプ製造業、輸入木材の卸売業、物品賃貸業に係るもの ・貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)(すべての事業活動を対象) ・PCB が染み込んだもの(すべての事業活動を対象)
	繊維くず	・建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ・繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)に係るもの ・PCB が染み込んだもの(すべての事業活動を対象)
	動植物性残さ	・食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物^{〔 飲食店等から排出されるものは、事業系一般廃棄物 〕}
	動物系固形不要物	・と畜場においてとさつし、又は解体した獣畜、食鳥処理場において食鳥処理した食鳥に係る固形状の不用物
	動物のふん尿	・畜産農業に係るもの
	動物の死体	・畜産農業に係るもの
	その他	以上の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記の産業廃棄物に該当しないもの

事業所から出るごみの処理方法

まずは、リサイクル

発生するごみの多くは、資源としてのリサイクルが可能です。

コピー用紙やダンボールなど資源となるものの分別を適切に行い、資源物回収業者に引き取ってもらいましょう。

リデュース リユース リサイクル
3R (Reduce・Reuse・Recycle)

“3R” は、循環型社会形成のためのキーワードです。

●リデュース（発生抑制）

まず大切なことは、廃棄物を発生させないということです。

例）両面コピーを行う、ダンボールの代わりにコンテナを使う



●リユース（再使用）

ごみが発生した場合に、すぐにごみとせず再使用できないか考えましょう。

例）ミスコピーの裏面をメモ用紙として使う、空き封筒を内部で文書交換用に使う

●リサイクル（再生利用）

ごみと資源物を分別することです。資源として再度利用することができる物も、混ざってしまうとただのごみになってしまいます。

例）分別排出ボックスを設けリサイクルのための環境を整える

※ リサイクルを推進するには、再生された物が利用されることが重要です。積極的にリサイクル品を使いましょう。



次に、適正に処理

“3R”を行っても残ったごみは適正に処理します。

事業系ごみは、排出事業者が自らの責任において適正に処理しなければなりません。

処理の方法	一般廃棄物	・ 自ら処理施設に搬入 ・ 一般廃棄物収集運搬業許可業者に委託
	産業廃棄物	産業廃棄物収集運搬業許可業者に委託

※ 無許可業者等に委託すると、罰則が科せられます。

〔5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科
（法人に対しても罰金が同様に科せられます）

（廃棄物処理法第25条、第32条）〕

ごみの不法投棄は犯罪です！

〔5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科

（法人に対しては3億円以下の罰金）（廃棄物処理法第25条、第32条）〕

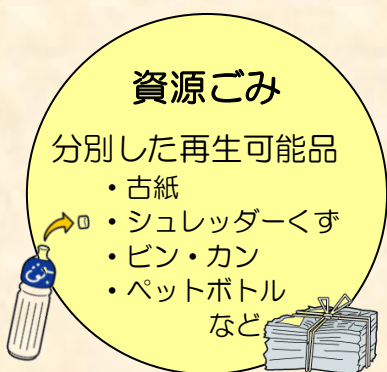


事業系ごみの処理の流れ

飲食店や店舗、事務所などの事業活動に伴って排出されるごみは、一般家庭用のごみステーションには出せません。



まず、分別を徹底しましょう。
そして、適切な資源物回収業者に
依頼しましょう



資源物
回収業者

裏面
資源物回収業者参照

民間の
再資源化
施設



事業系
一般廃棄物

事業所から出る
・紙くず・生ごみ・木くず など



佐野市一般廃棄物
収集運搬業許可業者

裏面
一般廃棄物収集運搬業
許可業者参照

佐野地域
・みかもクリーンセンター

田沼・葛生地域

・葛生清掃センター



・民間の
処理施設

産業廃棄物

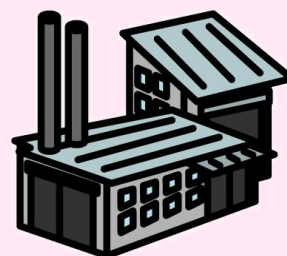
・電池・医療廃棄物
・電化製品・看板
・金属製の事務機器
・廃油・廃プラスチック など



産業廃棄物
収集運搬業許可業者

裏面
(公社) 栃木県産業資源
循環協会へ問合せ

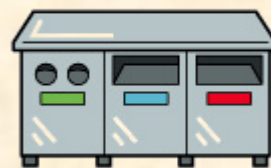
民間の
産業廃棄物
処理施設



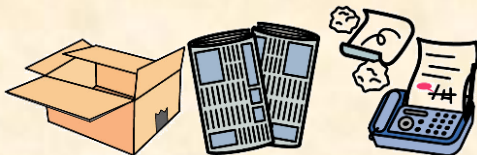
許可業者等に委託するほか、事業者自ら
処理施設に搬入することもできます
※産業廃棄物を運搬する場合は、
廃棄物処理法第12条に従ってください

紙ごみと生ごみの減量方法

事業所などから排出されるごみのうち、大きな割合を占めている「紙ごみ」と「生ごみ」について、次の減量ポイントを参考にして減量してください。



紙ごみ



★紙ごみの発生抑制 ⇒⇒⇒ 余分な紙を使わないようにしましょう

- ・使い捨て商品を使用しない・・・紙コップやペーパータオルを使わない
- ・使用済み用紙の裏面を再使用する・・・テスト印刷、メモ用紙などで再利用を！
- ・使用済み封筒を再利用する・・・社内での文書交換で再利用する
- ・両面コピー・印刷を推進する・・・両面コピーで用紙の使用量は半減！
- ・ペーパーレス化を推進する・・・Eメールなどの電子文書を活用する
- ・ミスコピーを防止する・・・次の人のためにリセットを！
- ・書類の共有化を図る・・・同じ書類をみんなが持っていませんか？
- ・書類の簡素化を図る・・・書類の内容やレイアウトを見直し、枚数を少なくする

★紙のリサイクルの基本 ⇒⇒⇒ 紙はごみにせず、一人ひとりが手元ですぐに分別を

※ 後からまとめて分別するのは大変です。一人ひとりが発生の都度、手元ですぐに分別しましょう。

- ・新聞紙、雑誌、ダンボールは必ずリサイクルする
- ・事務室で使った紙もリサイクルする・・・リサイクルボックスを用意し、両面とも使い終わった紙やチラシ、封筒、カタログなどを入れる
- ・メモ用紙、名刺などの小さな紙もリサイクル・・・空き封筒などに入れまとめる
- ・シュレッダーされたものもリサイクル・・・ミリカット（縦横裁断）されたものはリサイクルしにくくなるので、シュレッダーの機種もよく確認して選ぶ。シュレッダーの使用は、必要最小限にする
- ・機密文書もリサイクル・・・機密文書処理会社の利用を、大量の機密文書の処理の際には検討する（少量の場合は、シュレッダーでその都度処理）

生ごみ



★生ごみの減量は、無駄を出さないことから

※ 生ごみは大半が水分ですので、水分を減らし減量することが重要であり、減量すれば処理料金も節約できます。

- ・水切りを徹底する
- ・生ごみ処理機器を利用する・・・生ごみ処理機を設置して減量する
- ・生ごみを堆肥化する事業者に引き渡す・・・生ごみを堆肥の原料として利用する
- ・食材を無駄にしない調理方法等を実践する・・・食べ残しの多いメニュー、食材の残り、売れ残り品、作りすぎた食品等を減らし、廃棄処分されるものを減らす

事業系ごみのQ & A

Q：事業系ごみって？

A：事業系ごみとは、質や量にかかわらず、事業活動を行う上で発生したすべてのごみをいいます。また、事業系ごみは、その種類により、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分類されます。

Q：事業活動とは？

A：事業活動とは、店舗、会社、事務所、工場などの営利を目的とする活動だけでなく、病院、学校、官公署、社会福祉施設などの公共的サービス活動も含まれます。

Q：事業系一般廃棄物にはどんなものが該当するの？

A：事業活動から出されるごみの内、紙くずや木くず、厨芥類（飲食店などから出る食品ごみ）などが該当します。（業種によっては、産業廃棄物となる場合があります。P2 参照）

Q：事業系ごみは、近くのごみステーションに出していいの？

A：ごみステーションは、家庭から出るごみを対象としていますので、事業所から出るごみは、量に関わらず出すことはできません。事業者自ら処理施設に搬入する（産業廃棄物を運搬する場合は、廃棄物処理法第12条に従い行ってください。）か、収集運搬の許可を受けている事業者へ委託し、適正に処理してください。

Q：事業系一般廃棄物を直接市の施設へ搬入した場合の手数料は？

A：ごみ処理手数料は、10 kgにつき 220 円となります。なお、多量の持ち込みの場合にはお断りする場合がありますので、多量にあるときには、市環境政策課までお問い合わせください。

Q：店舗付住宅の個人商店のごみも事業系ごみ？

A：店舗付住宅の個人商店のごみは、家庭からのごみとお店からのごみに、きちんと分けなければなりません。そして、お店からのごみは事業系ごみですので、ご自身で適正に処理してください。もし、家庭からのごみとお店からのごみが分別されず混同した状態でごみステーションに出されている場合は、違反ごみとしてごみステーションに残されます。

Q：どうして事業系ごみを市は収集しないの？

A：廃棄物処理法第3条第1項に、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されていますので、事業者自ら処理してもらうことになるため、市では収集しません。

Q：ごみを自分で焼却していいの？

A：ごみの焼却は、廃棄物処理法第16条の2に規定する場合を除き禁止されています。これは、いわゆる“野焼き”では、ダイオキシン類やばい煙などの発生を抑制するのが難しく、大気中に広く拡散してしまい、人の健康や生活環境へ支障をきたす恐れがあるためです。なお、“野焼き”に対しては、次の罰則等があります。

- ・ 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はこの併科（法人に対しては3億円以下の罰金）（未遂も罰せられます）（廃棄物処理法第25条、第32条）
- ・ 生活環境保全上生じた支障を除去する命令（措置命令）（廃棄物処理法第19条の4）

一般廃棄物収集運搬業許可業者

No.	業者名及び所在地	連絡先	No.	業者名及び所在地	連絡先
1	アイ・テック(株) 佐野市赤坂町 948-5	(24)7662	16	(有)坂本商事 栃木市皆川城内町 2989-4	0282 (30)1120
2	大島造園(有) 佐野市赤見町 4569	(25)1110	17	(株)静井商会総合リサイクル 大平町西水代 2534-6	0282 (43)8788
3	(有)大拙興業 佐野市船津川町 916	(23)1105	18	(株)3WIN 栃木市藤岡町藤岡 1378-3	0282 (62)5974
4	(有)さくらクリーンサービス 佐野市並木町 1649-2	(26)7119	19	足利市清掃事業(株) 足利市久保田町 911	0284 (71)0782
5	(有)佐野防疫社 佐野市小見町 970-1	(62)2436	20	(株)横田商事 足利市羽刈町 763-12	0284 (72)2241
6	(有)城南興業 佐野市富岡町 1437	(22)1999	21	(有)関東実行センター 小山市大字外城 157-3	0285 (23)3026
7	シーシーエス(有) 佐野市堀米町 616-11	(21)3302	22	(有)コンドー 下野市国分寺 1407-2	0285 (44)3465
8	(株)トオキョウ総合管理サービス 佐野市関川町 947-3	(22)8307	23	(有)セイゴウ 宇都宮市平出工業団地 43-120	028 (613)3860
9	(有)トキワクリーン 佐野市豊代町 488	(86)2392	24	(株)十河サービス 埼玉県さいたま市岩槻区大字鉾上新田道下 224-2	048 (798)7261
10	(株)栃木こすもす 佐野市寺中町 2436	(24)2960	25	(株)高田産業 埼玉県南埼玉郡宮代町川端 4-13-5	0480 (34)5401
11	(株)日本環境整備 佐野市田沼町 1466	(62)5377	26	(株)ヤマキ 埼玉県熊谷市三ヶ尻字新山 3867-1	048 (532)1740
12	(株)柳営 佐野市豊代町 930-2	(85)4111	27	(株)鶴商 群馬県館林市苗木町 2548	0276 (73)1343
13	(有)岩舟衛生社 栃木市岩舟町新里 1292-4	0282 (55)3564	28	トネリサイクルシステム(株) 群馬県邑楽郡大泉町西小泉 2-3-17	0276 (63)8245
14	大塚商事 栃木市大平町榎本 394-7	0282 (43)8073	29	(有)星山商店 群馬県館林市美園町 26-14	0276 (60)4036
15	(株)カワダ商事 栃木市大平町西水代 2525-1	0282 (43)3528	-	-	-

一般廃棄物処分業許可業者

No.	業者名	所在地	電話番号	備考
1	(株)祥和コーポレーション	佐野市黒袴町 1125-1	(27)0722	木くす限定
2	泉工業(株)	佐野市仙波町 1630	(86)2244	木くす限定
3	吉澤精機(株)	佐野市栄町13-2	(24)2211	焼却灰限定

資源物回収業者

No.	業者名	連絡先	No.	業者名	連絡先
1	(有)山根商店	(22)1791	6	シーシーエス(有)	(21)3302
2	桜井利夫商店	(22)2771	7	平岩鋼業(株)	(22)0511
3	杉田商店	(22)6656	8	(株)中商	(23)7102
4	岩出商店	(23)5883	9	三弘紙業(株)	(27)3375
5	平岩商店	(22)6621	-	-	-

産業廃棄物処理についてのお問い合わせ先

No.	事務所	所在地	電話番号	備考
1	公益社団法人 栃木県産業資源循環協会	宇都宮市桜四丁目 2-2 (栃木県立美術館普及分館 3 階)	028(612)8016	